

International Trade Update



Newsletter

March 2026

お問い合わせ先



板橋 加奈
パートナー
+81 3 6271 9464
kana.itabashi@bakermckenzie.com



長谷川 匠
シニア・アソシエイト
+81 3 6271 9540
takumi.hasegawa@bakermckenzie.com



藤原 総一郎
アソシエイト
+81 3 6271 9707
soichiro.fujiwara@bakermckenzie.com



高波 巧
アソシエイト
+81 3 6271 9453
taku.takanami@bakermckenzie.com

International Trade Update March 2026

ベーカーマッケンジーの国際通商グループでは、グローバル制裁、輸出入管理及び投資規制に関する最新の法的動向をタイムリーにお届けする英語ブログを運営しています。本ブログでは、米国、欧州、英国によるロシアやイラン等への経済制裁をはじめ、オーストラリア、カナダ、日本等他各国の最新動向も幅広く取り上げており、各国オフィスの国際通商分野の専門家が執筆しています。

本ニュースレターでは、当該ブログに掲載された主要な通商関連記事のハイライトを厳選し、日本語サマリーとしてお届けします。グローバルにおける制裁・輸出入管理・投資規制の動向を、効率的かつ実務的に把握いただくための情報源としてご活用ください。


今月のハイライトは以下の通りとなります。英語の原文は、各記事タイトルをクリックの上ご覧いただけます。

[米国：FinCEN、詐欺・マネーロンダリング・制裁違反に関する新たな内部通報制度を開始](#)

2026年2月13日、米国財務省の金融犯罪取締ネットワーク（FinCEN）は、詐欺、マネーロンダリング、制裁違反に関する機密内部通報を提出するための新たな専用ウェブページを開設した。通報者は、通報が取締措置の成功に寄与した場合、金銭的報奨を受けられる可能性がある。内部通報を容易にする制度の開始は、詐欺、マネーロンダリング、制裁、その他の不正な財務活動に対する財務省の継続的な取締強化を裏付けるものであり、企業は、潜在的な違反行為が従業員から当局に直接通報される可能性が高まっていることを踏まえ、自社のコンプライアンス体制や違反事案のエスカレーションメカニズムを見直すことを検討すべきである。

[米国：企業秘密窃取に関与したロシアのエクスプロイトブローカーネットワークに制裁を発動](#)

2026年2月24日、米国財務省及び国務省は、米国の企業秘密であったサイバーツールの窃取及び再販売に関与した、ロシア拠点のエクスプロイトブローカーネットワークに対して一連の制裁措置を課した。米財務省外国資産管理局（OFAC）は、Sergey Sergeyevich Zelenyuk氏、同氏の経営するMatrix LLC（「Operation Zero」として営業）、及び関連する複数の個人・団体を、大統領令（E.O.）13694（E.O.14306による改正後）の規定に基づき制



裁対象者として指定した。並行して、米国国務省は、2023年1月5日に施行された米国知的財産保護法（Protecting American Intellectual Property Act、PAIPA）に基づく最初の制裁措置として、Zelenyuk氏、Operation Zero、及び関連するUAE団体を制裁対象者として指定した。国務省は、一連の企業秘密の窃取行為が、米国の国家安全保障、外交政策、又は経済の健全性や金融の安定性に対する重大な脅威の可能性を合理的に高め、又は脅威に実質的に寄与したと判断した。

[米国：米国通商代表部、貿易相手国の過剰生産能力及び強制労働への依存に関する調査を発表、今後さらに追加の301条調査が実施される見込み](#)

2026年3月11日、米国通商代表部（USTR）は、1974年通商法第301条に基づき、米国の貿易相手国である中国、EU、日本を含む16か国における製造業分野の構造的な過剰生産能力及び過剰生産に関する一連の調査を開始した。構造的な過剰生産能力とは、市場要因とは無関係な生産及び輸出の促進や国内賃金の抑制等、貿易相手国が国内の生産能力を拡大しつつも、需要を抑制する政策介入を行っている状況に認められるものである。また、同時に、USTRは、1974年通商法第301条に基づき、日本を含む60か国の貿易相手国が強制労働の使用によって生産された製品に関する取引の防止措置を実施しているかについての調査も開始した。これらの調査は、外国政府の措置、政策、慣行が不当又は差別的であり、米国の商取引に負担又は制限を与えているかを評価することを目的としており、仮に認められれば関税賦課措置や他の貿易措置の導入等の法的根拠となり得るものである。

[カナダ：シリアに対する制裁の改正を公表](#)

2026年2月18日、カナダ政府は「対シリア特別経済措置規則（Special Economic Measures (Syria) Regulations）」の改正を公表した。2011年5月以降、旧アサド政権に関連して課されていた広範な経済制裁措置が解除され、貿易、投資、金融サービス等に対する制限が緩和された。また、24団体と1個人への制裁指定が解除され、シリアの主要産業における国有企業との取引が可能となった。並行して、カナダ政府は新たな2つの制裁指定基準を公表し、重大かつ組織的な人権侵害やシリアの平和・安全・安定を損なう活動に関与した個人や団体を制裁対象者として指定することとした。これらの基準に基づき、2025年3月の宗派間暴力に関連する4個人、及び旧アサド政権の化学兵器・弾道ミサイル計画の資金調達に関与した2個人が追加指定された。

[カナダ：ウクライナ侵攻から4年、対ロシア制裁を拡大](#)

2026年2月24日、カナダは、ロシアによるウクライナ全面侵攻開始から4年を迎えるにあたり、「対ロシア特別経済措置（Special Economic Measures (Russia) Regulations）」に基づく制裁措置を、2026年2月19日付で改正し、対象範囲を拡大したと公表した。本改正では、ロシアの金融及び物資調達ネットワーク、軍事及び両用技術開発の支援団体、ウクライナの主権及び領土保全を損なう活動に関連する多数の個人が制裁対象者として追加指定された（Schedule 1 Part 1）。また、ロシアの軍事戦略及びハイブリッド戦略を標的として、人工知能（AI）、サイバーセキュリティ、データ処理、デジタルインフラ分野のロシア国内で事業を行う団体も制裁対象者として追加指定された（Schedule 1 Part 2）。また、制裁迂回やロシアのエネルギー産業を標的に、いわゆるシャドーフリート（制裁対象品を密輸するために隠蔽手段を用いる船団）関連の船舶100隻を新たに制裁対象とし、ロシア産原油の価格上限を1バレルあたり47.60米ドルから44.10米ドルへ引き下げる措置を実施した。



英国：ウクライナ侵攻から4年、制裁対象者（Designated Person）として大幅に追加指定し、General Licenseを新規導入・改正

2026年2月24日、英国は、ロシアによるウクライナ全面侵攻開始から4年を迎えるにあたり、制裁対象者（Designated Person）として240の団体と7の個人、そして50隻の船舶を追加指定した。本措置では、PJSC Transneftや「2Rivers」オイルネットワークに属する175社、原子力関連企業、LNG関連企業を含む、ロシアのエネルギー産業及びいわゆるシャドーフリートを対象としたものである。

英国：制裁違反取締りに関する政策文書を公表

2026年3月10日、英国政府は、制裁違反の取締りに関するアプローチを示した政策文書を公表した。本文書では、「英国の制裁措置の厳格な執行は政府の優先事項である」とされ、「包括的な執行原則を示すとともに、活用が想定される各種の執行手段、そして執行判断において考慮される軽減要素及び加重要素の詳細」について述べている。また、本文書では英国金融制裁執行局（OFSI）、英国貿易制裁執行局（OTSI）及び英国運輸省が、いずれも違反者の「厳格責任（strict liability）」を根拠として執行措置をとることが可能である点も強調している。本文書によると、当局は、違反者が違反行為を認識していた、又は認識すべき理由があったことを立証することなく、執行措置をとることができる。

スイス：EU第19次対ロシア制裁パッケージと同様の措置を実施

2026年2月25日、スイス連邦評議会は、ウクライナ情勢に関連する措置に関する政令を大幅に改正し、EU第19次対ロシア制裁パッケージと同様の措置を実施した。また、第三国向けのロシア産原油に適用される価格上限を、2026年2月1日付で1バレル当たり47.60米ドルから44.10米ドルに引き下げた。大規模な改正によって、ロシアのエネルギー供給、金融サービス、ハイテク及び専門サービス、特別経済区（SEZ）、並びに工業製品や高級品に関する既存の規制が拡充された。また、2026年2月25日には、ベラルーシに対する制裁措置についても、EUが2025年10月に課したものと同調させることを公表している。